

令和2年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第5報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和2年6月25日 保医発0625第3号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和2年6月30日 保医発0630第2号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
438	右	上から15行目	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(40) (略)</p> <p>(41) オートタキシン ア「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略)</p> <p>(42)～(51) (略)</p>	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(40) (略)</p> <p>(41) オートタキシン ア「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略)</p> <p>(42)～(51) (略)</p>	字句挿入
454	右	下から3行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>	字句挿入

			<p><u>上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>(23)～(47) (略)</p>		
460	右	下から11行目	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 「25」の抗カルジオリピン β2グリコプロテイン I 複合体抗体と「27」の抗カルジオリピン抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	字句削除
463	右	下から18行目	<p><u>(9)～(27) (略)</u></p> <p><u>(28) 抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピンIgG/IgM抗体、及び抗β2グリコプロテインI IgG/IgM抗体の測定)は、「27」を準用して算定する。</u></p> <p><u>ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β2グリコプロテインI抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。</u></p> <p><u>イ 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p><u>(10)～(28) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	字句挿入

472	右	上から1行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) HCV核酸定量</p> <p>ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせる方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(14)～(26) (略)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) HCV核酸定量</p> <p>ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法又はPCR法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(14)～(26) (略)</p>	字句挿入
-----	---	--------	---	--	------